

11. 普通車免許教習に関する規程

普通免許取得のための教習開始時期は、就職内定者は3学年の11月以降、進学内定者はそれぞれ定められた日以降とし、詳細は以下に定める。

(1) 認可条件（自宅研修以前に教習を希望する者）

以下の条件をすべて満たしている者に限り、学年、職員会の承認を経て、自動車学校への通学を許可する。

- ① 卒業後の進路先が決定している者
- ② 前期の成績に評定1がない者
- ③ 欠課時数が1/5を越えている科目がない者
- ④ 過去にバイク免許無断取得等の違反がないこと
- ⑤ 生徒指導上問題がない者
ただし、教科担任から学年末の成績で1がつくことを予想される者は許可されない

(2) 日程及び手順

- ① 自動車教習学校合同説明会【10月以降】
- ② 教習許可願いの配布【10月上旬～】

③ 以後必要に応じて以下の手順を進める。

【担任に教習願いを提出 → 学年会，職員会で審査し校長が許可 → 許可証配布 → 入校手続き → 教習開始】

(3) その他注意事項など

- ① 実技教習，学科教習，仮検定，卒業検定による欠席や遅刻，早退は認めない。教習のために，HR及び清掃が疎かになることがあってはならない。違反をして通った場合は，許可を取り消す。
- ② 特殊事情のある生徒については，学年会・職員会に諮る。